タイトル番号：0027

書名：落穂集

6冊

大阪城
登記番号
73- 7956
昭 49. 3. 30 和
編入
図書館

落穂集

目録

参考こと奏

一 江戸北江戸城始こと事

一 江戸城八方西四方櫓こと事

一 江戸南北江戸祭礼こと事

一 江戸城門番守こと事

一 西こと九こと事

参武こと奏

一 御城内古来家作之事

一 増上寺境内之事

一 神田明神之事

一 江戸惣堀之事

一 小伝馬町之塀之事

一 青沢町之事

一 傳奏屋敷新禁之事

一 石町時之鐘之事

一 矢倉場之事

一 吹上御つゝみ石垣之事

右之条々

一 御書院先に女中方御作之事

一 天下御一統被仰渡候事

一 伏見之城主籠城討死之息男達に弐万石御作之事

一 秋元但馬守収納之事

一 諸門老朽腐之事

一 傳奏屋敷焼之事

一 江戸武家方町方寺社方不審之事

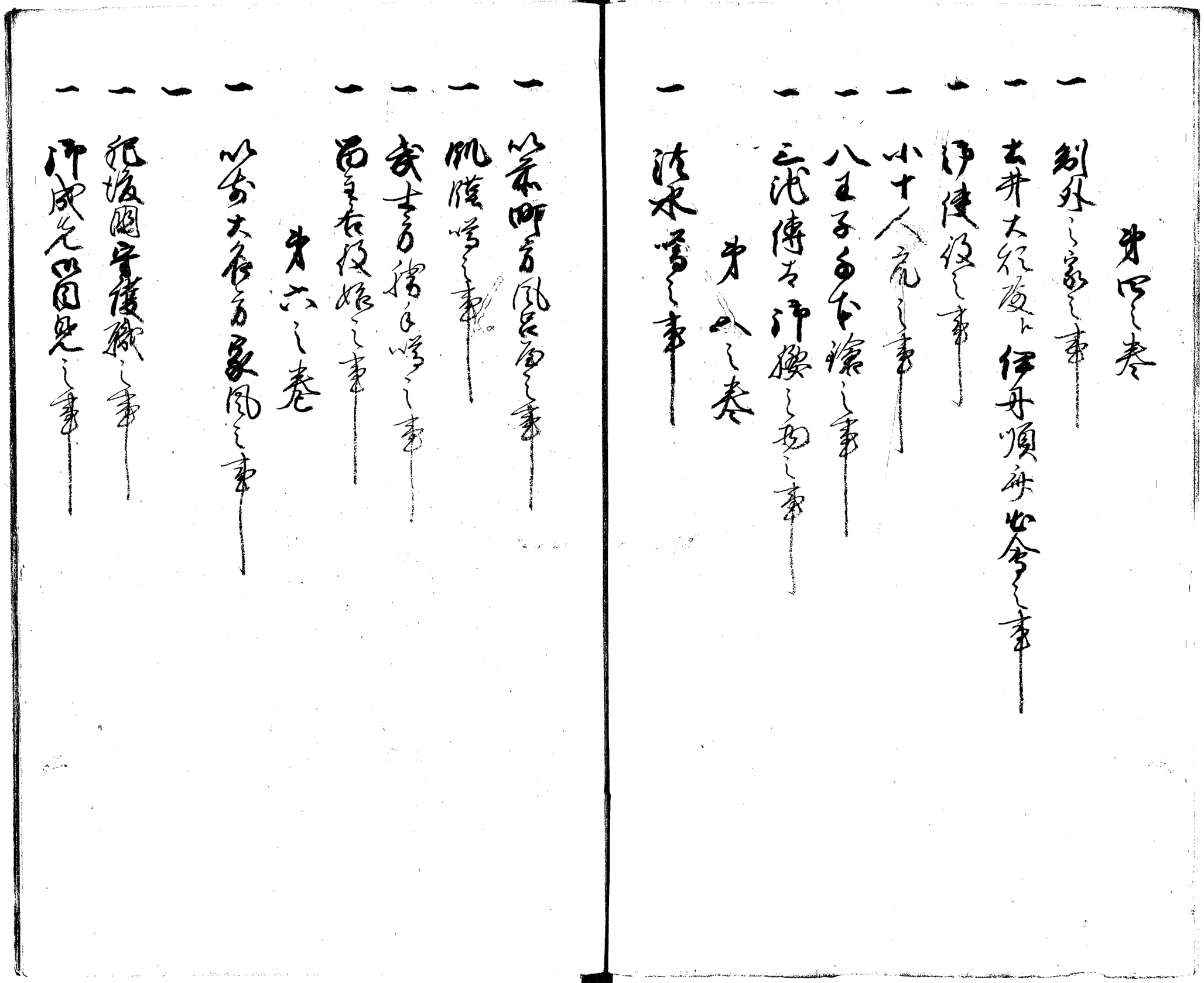

出雲之奏

一 刻外之家之事

一 去年大行度ト伊丹順所安令之事

一 伊使役之事

一 小十人元之事

一 八王子白米據之事

一 元沈傳右衛門復之事

出羽之奏

一 清水寺之事

一 茶所方風呂之事

一 佛陰嗜之事

一 武士方猶子嗜之事

一 西之右役姫之事

出六之奏

一 公家大名方家風之事

一 紀伊國守復職之事

一 伊成元四郎免之事

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

沖浦比沖城始し事

一 或人問云 沖浦比城始し之の比しらず或人の縄池
比城始し事を聞そる事あや義て曰私等若年之比
去る老人のものがたりして彼の比之義をくしいん茶相原孫
兵衛殿と申て女性し上杉の家臣し一方を山
内殿一方ハ庵子と云殿と申り右庵子殿及
家老と右内侍中ら資清と申ら者と美濃長
と申ら者入道して道雅と名乗文武の両道ふ達
し秋中堀殿縄張御家の守人をし武州川越の城

よりのうしろ藻倉通用の名江戸表より一城をもて立てたる
とき不存候以後うしろより城代を見立て初て元右衛
門殿高を城に取立てうしろを縄打をも被仰付
武夜叉丸の名を仕今の城主なりおのれ城築仕
候切り仕二三年を城取ふさし四一三度左衛門の
たをを以て諸侯の傍の国の村の名を問ふ面々
中にも千代田富松村と申三村ありと答へ
道灌ゆて玉の名を武蔵郡の名は豊島郡と取立
こうと思ふ三ヶ村の名ともに各右端の名なり此城を
築よ於ては未だ繁昌疑ひなしとの考を以て城に取立ひ
とも云ふ説ふ関東四人国分立て千代田城と申名を
江戸城八方正面江戸橋事
一同てい道江戸城内より八方正面に四橋とそれぞれ
江戸橋ゆえ代表名日比谷門より富士見の四橋は正面なるゆえ名
我等若年の比小人町の屋敷に於て武長
雑侯の行ゆえ八方正面の大金御中に名は右道灌
何程の城取功者ゆえ為て立て取ゆえ
事一大花形より次に縄法の御掟に依て自然と

為に云ふに依て諸国より將軍の城をしたがへ八方四面に矢倉をかまへて稀なる中ふひ[illegible]ふに遠江城門よりしたがへ[illegible]中に足利伊豆家四郎[illegible]の伊豆場よりと四方を久保[illegible]の諸相[illegible]加賀藤高[illegible]市[illegible]相人一[illegible]

伊豆城地

一同て四伊豆地に成て四神相應し[illegible]地世上[illegible]中[illegible]ハ[illegible]を[illegible]て四方高く[illegible]元さく東南西は流れを以四神相應し[illegible]伊豆地に成

を[illegible]ふ相[illegible]ひ上ハ四神相應し[illegible]成て天下をも知ろしめすと伊豆の四[illegible]の[illegible]と有しを[illegible]ハ盤[illegible]の[illegible]地と申て[illegible]を不[illegible]を知て公方將軍[illegible]伊豆ハ伊豆新[illegible]ハ天下の万民入世に成て[illegible]を[illegible]の[illegible]の中の用[illegible]海河の運送も自由にして諸国の[illegible]掛[illegible]潤沢[illegible]集りハ[illegible]不成云ふに依て慶長年中

[illegible]現相天下[illegible]一流を[illegible]不[illegible]伊豆地を[illegible]伊豆城と[illegible]四[illegible]の[illegible]四神相應の

地を祭田の給地を差俗〳〵ら場所〳〵を武と称ら不可有

伊城内様守し事

一

問〳〵云伊勢地し様守とも申さるい紀家山を四之郷

東照文様を指て申さるいとも 然き天正年中四八国を

指領を人数を伊城中より漢守し社と申義ハ古四光

事海〳〵を儀て代代義て同を儀を我小原及い天正十八

年八月清人国を和い京柳原式部定度一之味し清国

取て〳〵不よ表心度義伊を悪藏度板倉正家殿及

〳〵夫〳〵の清須知四ケ国四掛ケ為ら地方度人元

の義ハ早〳〵清ア表上可延城部伊也ひと之事也四城国よ

ハ先城を事を義ら居宅を俗ら〳〵相城ら申ら俗

義城の内様事ら故意〳〵故損よ及ハ之上取決よ〳〵

家根の上を義城し言古て俗ひを事て〳〵事て

〳〵表ひらの光を悪〳〵四俗儀を 伊井諸度豊度書

打潮〳〵四人国し四国よ合ひを〳〵義城長崎を海と

甲州四代表〳〵を勤ひ中し光人原小相俗仕ひを毎度

源を事を事よい

槍現様小田原表ハ清城ら四移を和ひ柳原式部